



北海道情報大学における 物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 事務局長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 事務局長は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を学長に報告するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 事務局長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 事務局長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

6 事務局長が第4項及び第5項の措置を講じた場合の学長への報告は、第3条第2項の規定を準用する。

(指名等の取消し)

第5条 事務局長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 事務局長は、既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 事務局長は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

2 事務局長は、第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。



(取引停止期間中の下請等)

第7条 事務局長は、取引停止の期間中の業者が本学発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 事務局長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成19年11月2日から施行する。



別表

取引停止の措置基準

区 分	措 置 要 件	取引停止期間
(1) 過失による粗雑な契約履行	・ 本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	認定をした日から 1か月以上6か月以内
(2) 契約違反	・ (1)に掲げる場合のほか、本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(3) 落札決定後の契約締結の辞退	・ 本学発注の物品購入等契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(4) 談合	・ 本学に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上12か月以内
(5) 不正行為	① 本学に対し架空請求を行ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	② 納品の事実を偽ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	③ 本学の許可を得ないで、物品の貸付け、試供品の提供、その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行ったとき	認定をした日から 1か月以上12か月以内
	④ 提出書類に意図的な虚偽があったとき	認定をした日から 2か月以上18か月以内
	⑤ その他本学が不正と認めた場合	上記①～④を考慮し事務局長が決定
(6) 不誠実行為	・ 本学に対し不誠実な行為を働いたとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
(7) 贈賄	① 本学の教職員に対し、贈賄が発覚したとき	認定をした日から 2か月以上12か月以内
	② 本学以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
(8) その他	① 業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学において営業行為をしたとき	取引停止期間終了日から 1か月以上9か月以内
	② 本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき	社会的影響度等を考慮し事務局長が決定
	③ 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき	事務局長が決定